

住宅に住宅用防災警報器等が必要となります。

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅（一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分）に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。（消防法第9条の2）設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。



義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

設置しなければならない箇所

- 寝室（就寝の用途に供する居室）
- 寝室へ向かう階段の上端

悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。

消防署では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- AC電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】

海部消防組合 総務課予防係 ☎0884-72-0600
日和佐出張所予防係 ☎0884-77-0999

平成21年4月より 教員免許更新制が実施されます

平成21年4月から教員免許更新制が実施されます。平成21年3月31日までに教員免許状を取得した現職教員の方々は、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会に必要な手続きを行うことが必要となります。教員免許状をお持ちですが現職教員でない方々は、免許状更新講習を受講することはできませんが、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなくても、お持ちの免許状が失効することはありません。

なお、臨時又は非常勤の講師として学校に勤務することを希望される方は、各自の修了確認期限が過ぎている場合、勤務前に免許状更新講習を受講・修了することが必要となります。徳島県教育委員会等に登録することにより各自の修了確認期限又は期限後に免許状更新講習を受講することができるようになります。

※教員免許更新制の詳細は

文部科学省ホームページをご覧ください。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm)

【お問い合わせ先】 徳島県教育委員会 教職員課
☎088-621-3150

国は住宅への太陽光発電システムの 補助制度を行います！

経済産業省が平成20年度「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」制度をはじめます。

募集期間 1月13日(火)～3月31日(火)

補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力1kwあたり7万円

対象者 自ら居住する住宅に対象システムを設置する個人で、電灯契約をしている方

詳しくは、徳島県県民環境部環境局環境首都課(☎088-621-2334)までお問い合わせください。

「禁煙タクシー」の全県実施について（お知らせ）

本年4月1日から、徳島県全域においてタクシーの全面禁煙が実施されることとなっています。

禁煙タクシーの実施については、タクシー乗務員はもとより、喫煙される利用者の方々のご理解とご協力が不可欠となります。多くの方が利用する交通機関ですので、誰もが快適に過ごせるようにご協力ください。

■徳島県労働委員会委員による 緊急労働相談

日時 3月12日(木) 午後2時～4時
3月26日(木) 午後2時～4時

予約 予約制（前日、午後4時まで受付）

会場 徳島市万代町1-1 徳島県労働委員会

相談員 弁護士等（徳島県労働委員会委員）

内容 解雇、退職強要、時間外手当不払いなど労使間のトラブル全般

その他 費用無料、秘密厳守

【予約・お問い合わせ】 徳島県労働委員会（県庁11階）TEL088-621-3234